

保安施設設置基準

- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）
 - ・維持修繕工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局昭和40年10月）
 - ・道路工事保安施設設置基準（案）（道路局国道第一課昭和46年5月27日）
- を含まない。

円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため道路工事（道路占用工事にかかるものを含む、以下同じ）現場における標示施設、防護施設の設置及びこれら管理の取扱いを下記のとおり定める。

（道路工事の標識等）

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点ならびに修繕、舗装工事等工事延長が長く、しかも一日の施工延長の短い場合は、当日の施工箇所の前後にも別表様式（保安施設標準様式。以下標準様式、という。）の5番に示す標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りでない。なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。標識等は道路構造令に定める視距を満足する位置に設置し、交通量その他現地の状況により枚数等を定める。作業休止中で通行に支障のない場合、標識等を撤去するか又はシート等で隠すこと。

（防護施設等の設置）

2. 工事中の歩行者対策については万全の措置を講じること。又、車輛等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。

（まわり道の標示）

3. 道路工事のためまわり道を設ける場合は、当該まわり道を必要とする時間中、まわり道の入口に標準様式13番に示す標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A）を標準様式14番に示す補助板を附して設置するものとする。

（色彩）

4. 道路工事現場において、一般交通に対する標示を目的として、標示施設又は防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色斜の縞模様（幅10cm以上15cm以下、反射処理）を用いるものとする。

（施設の管理）

5. 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

（安全管理）

6. 当該工事を施工する請負者及び作業員は次の事項について、特に注意し実施しなければならない。
 - （1）作業開始前に作業内容についての保安上の注意、保安施設の配置、服装、機械等の点検を行うこと。
 - （2）工事材料、材料器具の整理に留意すると共に車輛等に注意し、自己を危険より守る努力をしなければならない。
 - （3）作業員はヘルメット（保安帽）をかぶり、現道工事では安全衣（夜間は反射）を着用し、現場責

任者・安全管理者等は腕章をつけること。その他作業内容によりマスク、手袋、高所作業用の滑らない履物等を着用すること。

(4) 事故発生の際の車輛の通行方法、まわり道、警察、病院等の所在地その他とるべき必要な措置について予め考慮しておくこと。

(5) 保安施設の設置にあたっては下記参考事項により、現場の実状を勘案の上実施すること。

参考 1 作業員の安全確保のための保安施設およびその配置については各作業種別毎に交通量その他現場作業条件を考慮に入れて決定するものとする。

2 保安施設の基準ならびにその設置参考図を別表に示す。

(6) 片側交互通行を行う場合は交通誘導警備員又は信号機をつけること。その他必要な場合は交通誘導警備員をつけること。

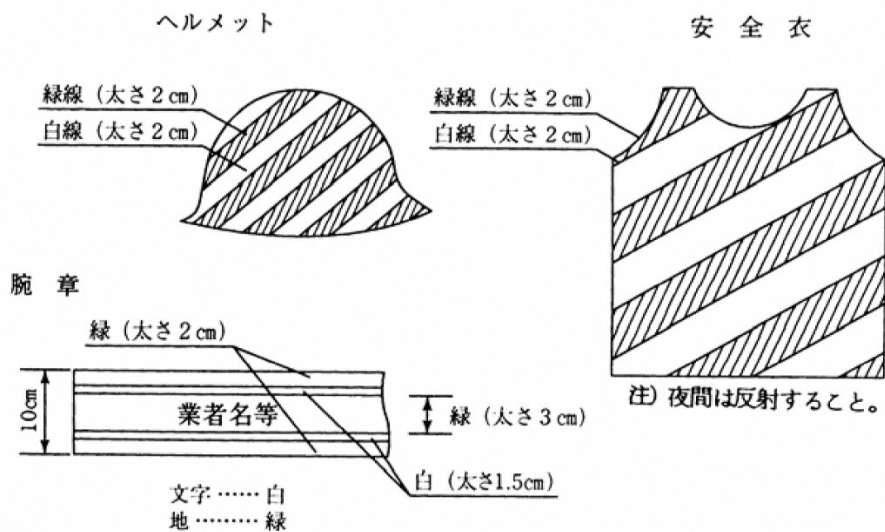
(標示板の拡大)

7. 標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大出来るものとする。

(交通整理員)

8. 交通誘導警備員は現場作業責任者又は安全管理者等の指示に従い、はっきりした動作で適切な交通処理をすること。

また、下図に示した服装（ガードマンの場合は制服）、腕章をつけ、警笛、手旗（夜間は信号灯）を携帯すること。



(発注者名の標示)

9. 発注者名の標示は下記を標準とする。

- (1) 岡山県〇〇県民局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 字
建設部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 字
- (2) 岡山県〇〇県民局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 字
〇〇地域事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 字
- (3) 岡山県〇〇事務所
- (4) その他は上記 (1)、(2)、(3) に準ずる。

(工事名称の標示)

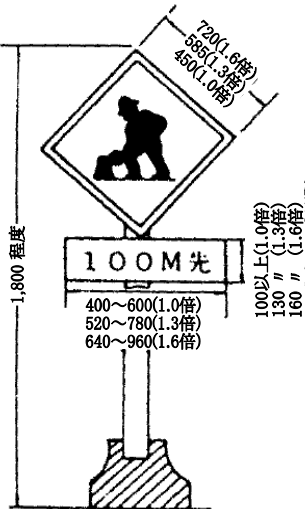
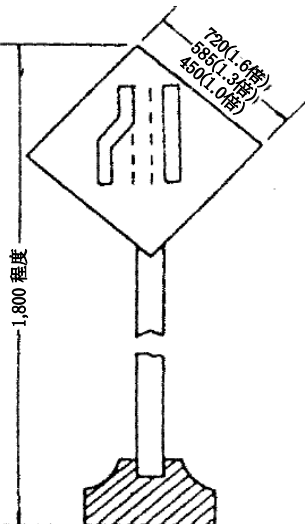
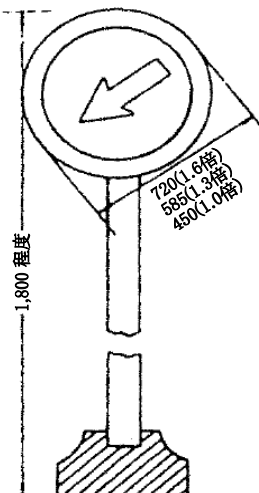
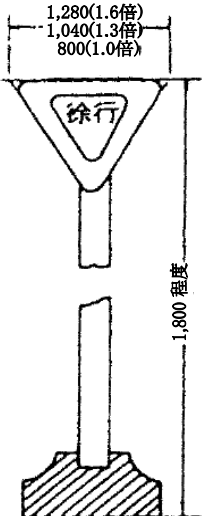
10. 工事名称の標示は一般通行人に分かり易い名称に心がけることとし、別添－3を標準とする。

(留意事項)


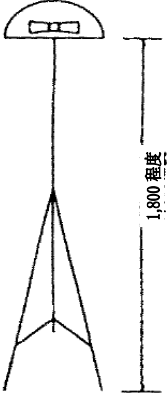
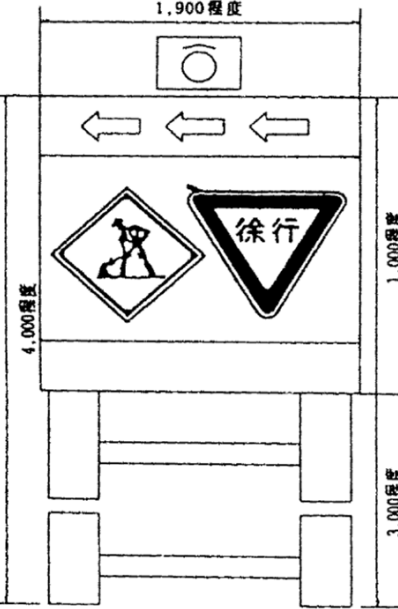

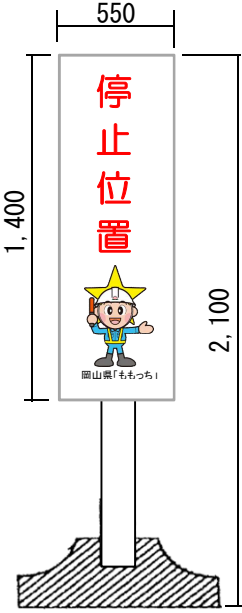
11. 標示施設等の設置基準の留意事項は次による。

- (1) 緊急を要する工事の外は美観を損なわないものであること。
- (2) 字は規定どおりの大きさとする。
- (3) 字はマジック等で粗末に書かないこと。

保安施設標準様式(1/3)

記号	①	②	③	④
名称	警戒標識(213)	警戒標識(211)	規制標識(311-F)	規制標識(329)
<p>様式および標準寸法</p> <p>(単位:mm)</p>				
注	<p>拡大率1.6倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。補助標識必要とするときは50M先、100M先100~500M先を現場の実状に応じて使用する。</p> <p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍、または1.3倍を用いることができる。</p> <p>拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍、または1.3倍を用いることができる。</p> <p>拡大率1.6倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。交通量および現場の状況により適宜設置すること。</p>			

保安施設標準様式(2/3)

記号	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
名称	工事表示板	回転灯	散光式大型工事標示板	片側通行予告標示板	停止位置標示板
<p>様式および標準寸法 (単位mm)</p>		<p>(赤色又は黄色)</p> 			
注	<p>記入方法等については、別添-3「工事看板標示例」を参照のこと。</p>				

保安施設標準様式(3/3)

記号 名称	⑩ 工事情報看板	⑪ 工事説明看板	⑫ 工事箇所標示板	⑬ まわり道案内掲示板	⑭ まわり道標識(120-A)
様式および標準寸法					
注	<p>記入方法等については、別添-3「工事看板標示例」を参照のこと。</p>	<p>記入方法等については、別添-3「工事看板標示例」を参照のこと。</p>		<p>(1) 字体はゴシック体とし、文字及び縁線は青色、地色は白色とする。 なお、の地は白色スコッチライトとする。記入方法等については、別添-3「工事看板標示例」を参照のこと。 (2) 文字標示板は、作業に応じて使い分けること。</p>	<p>(1) 字体はゴシック体とし、文字及び縁線は青色、矢印を赤色、地色は白色スコッチライトとする。</p>

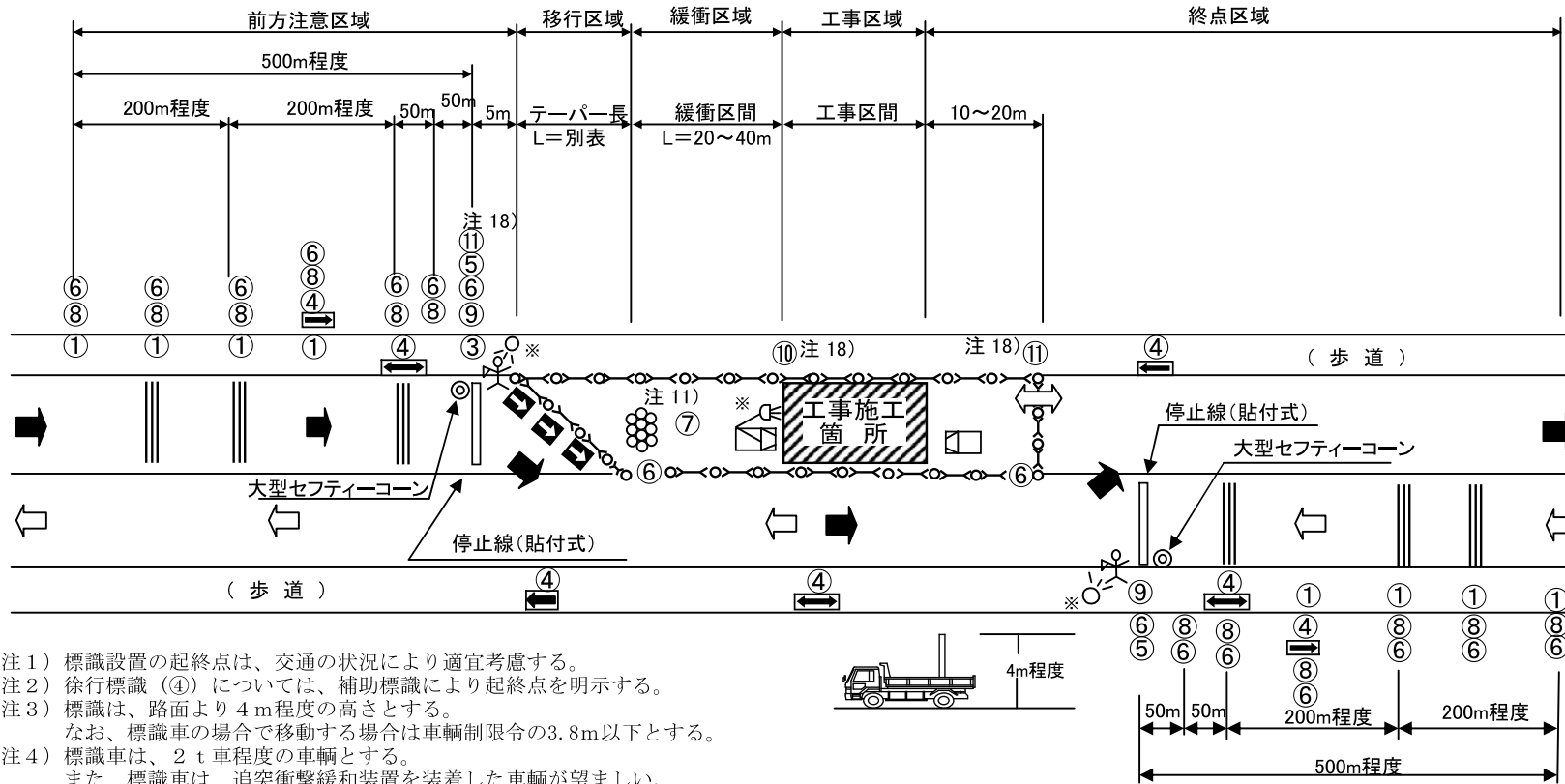
保安施設設置標準図一覧表

呼称	車線数	規制(作業)形態	工種
別図1	2車線	固定(終日) 片側交互通行	防災工事等
別図2	2車線	移動 片側交互通行	舗装修繕工事等
別図3	2車線	移動 短時間移動片側交互通行	維持工事(目地シール・パッチング等)標識工事、植栽管理、区画線工事等
別図4	2車線	移動 極・短時間移動片側交互通行	工事標識及びバリケード等の設置・撤去等
別図5	2車線	移動 移動作業	植樹管理(灌水)、路面清掃、GR清掃、除雪作業、区画線工事等
別図6	4車線以上	固定 車線変更	防災工事等
別図7	4車線以上	移動 日々移動車線変更	舗装修繕工事等
別図8	4車線以上	移動 短時間移動車線変更	維持工事(目地シール・パッチング等)標識工事、植栽管理、区画線工事等
別図9	4車線以上	移動 極・短時間移動車線変更	工事標識及びバリケード等の設置・撤去等
別図10	4車線以上	移動 移動作業	植樹管理(灌水)、路面清掃、GR清掃、除雪作業、区画線工事等
別図11	—	路肩規制	—
迂回路標示	—	—	—

2車線一固定(終日)一片側交互通行

終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または、日々交通解放を行わない工事):防災工事等

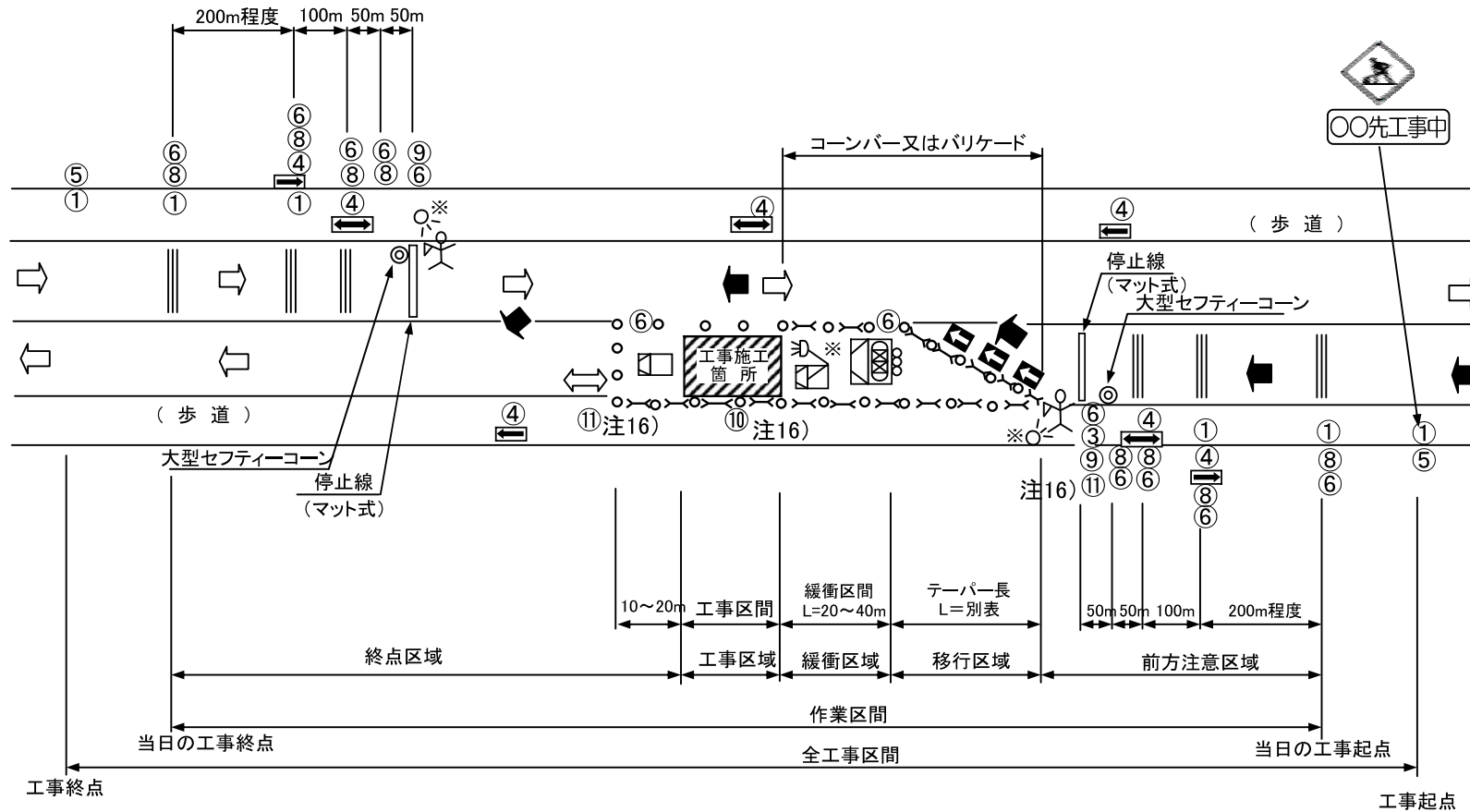
別図1



凡 例	
	工事用車両出入口
	照 明
	交 通 整 理 員 (交 通 誘 導 員)
	照 明 車
	作 業 車
	セーフティーコーン (反 射 式)
	矢 印 板
	体 感 マ ッ ト
	クッションドラム
	コーンバー又は バリケード
	照 明 灯
	補 助 標 識 (始 まり・区 間 内・終 り)

- 注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
- 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、標識車の場合で移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)を視認しやすいように照明を設置する。
- 注8) 交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
- 注9) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
- 注10) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注11) クッションドラムは、10個程度を1組として配置する。
(日々交通開放する場合は、標識車とする。)
- 注12) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注13) ※印は夜間作業のみ。
- 注14) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。

- 注15) 作業中においては、工事用車輛出入口部のコーンバー・バリケードを省略しても良い。
- 注16) 停止線は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注17) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注18) ⑩⑪の看板設置方法は別添-2のとおりとする。



凡 例	
	工事用車両出入口
	照明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照明車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セーフティーコーン (反射式)
	矢印板
	コーンバー又は バリケード
	体感マット
	照明灯
	補助標識 (始まり・区間内・終り)

- 注1) 舗裝修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(①⑤)を設置する。
- 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は赤白とし、大型(50m角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)を視認しやすいように照明を設置する。

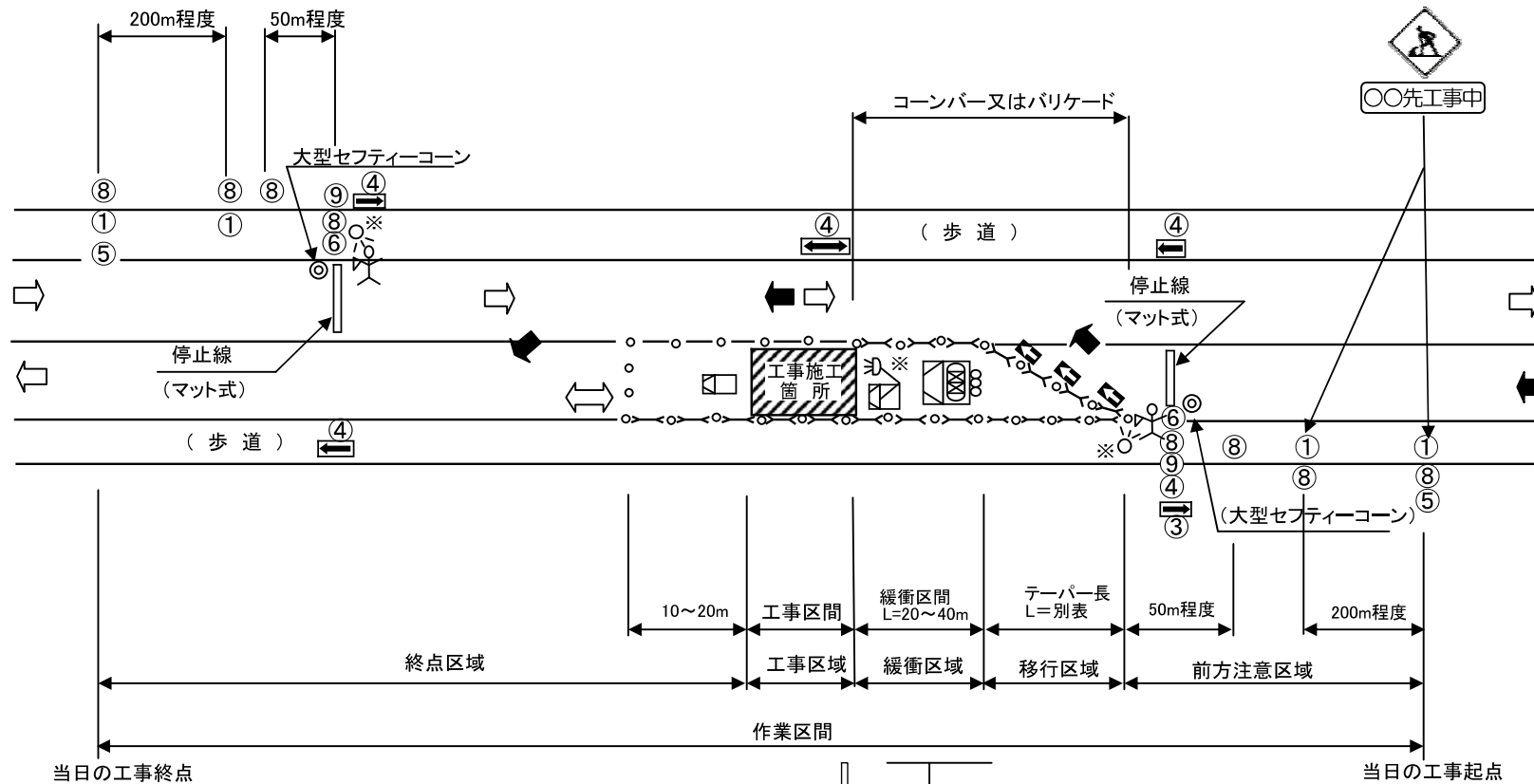


- 注8) 交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
- 注9) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
- 注10) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注11) 体感マットの設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注12) ※印は夜間作業のみ。
- 注13) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注14) 停止線は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注15) 工事施工箇所がトンネル内の場合、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注16) ⑩⑪の看板設置方法は別添-2のとおりとする。

2車線一移動一短時間移動片側交互通行

短時間で規制箇所を移動する工事：維持工事（目地シール・パッチング等） 標識工事、植樹管理（剪定・施肥等） 区画線工事等

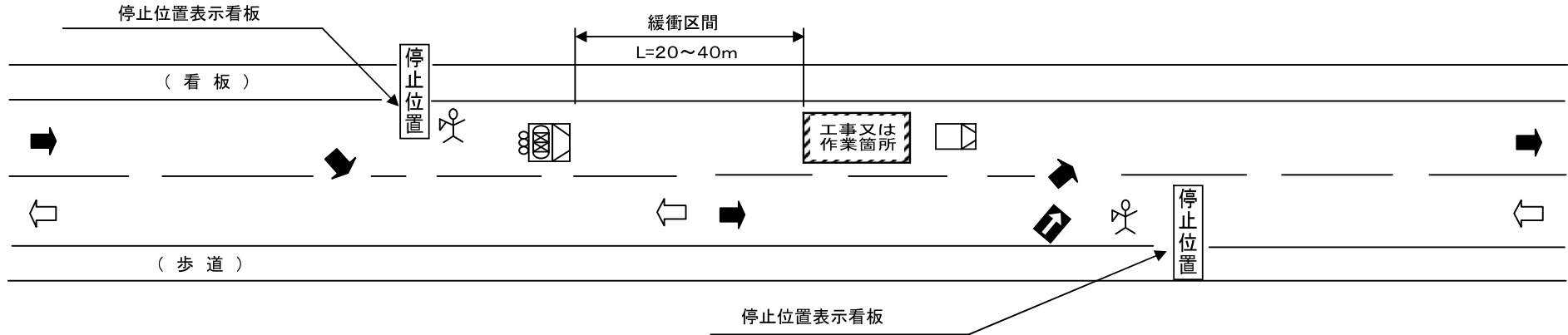
別図3



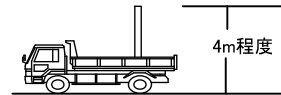
凡 例	
	工事用車両出入口
	照 明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照 明 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作 業 車
	セフティーコーン (反 射 式)
	矢 印 板
	コーンバー又は バリケード
	照 明 灯
	補 助 標 識 (始まり・区間内・終り)

- 注1) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注2) 標識車の標識は路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
- 注3) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注4) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注5) 標識整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注6) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)を視認しやすいように照明を設置する。
- 注7) 交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
- 注8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。

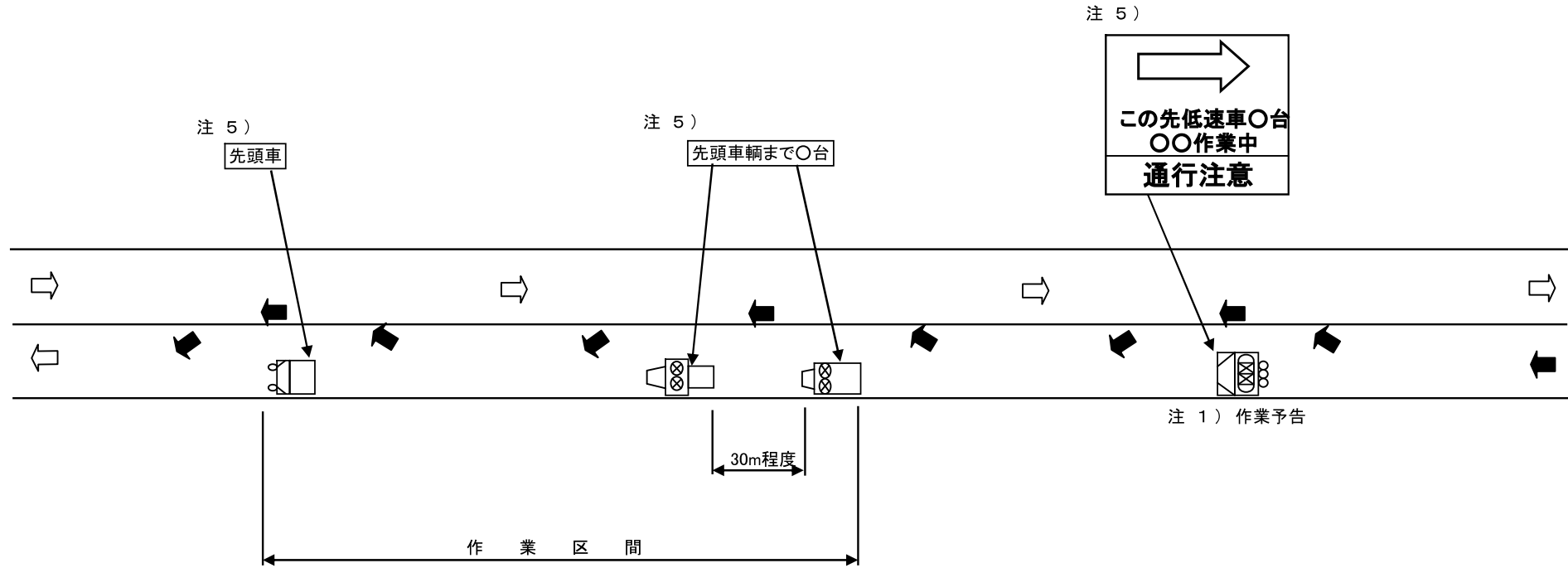
- 注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注10) ※印は夜間作業のみ。
- 注11) 夜間は保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注12) 停止線は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注13) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。



- 注1) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。
なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
- 注2) 標識車は2t車程度の車両とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。
- 注3) 交通整理員（交通誘導員）の手旗は赤白とし、大型（50cm角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
また、交通整理員（交通誘導員）には他の作業はさせない。
- 注4) 緩衝区間長は、原則として20～40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。
- 注5) 警戒標識（213）を設置する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最初に設置する。
また、撤去する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。



	交通整理員 （交通誘導員）
	標識車または散光式大型 工事中表示板（車載式） （追突衝撃緩和装置付）
	作業車
	停止位置表示看板 （持ち運び可能なタイプ）
	矢印板



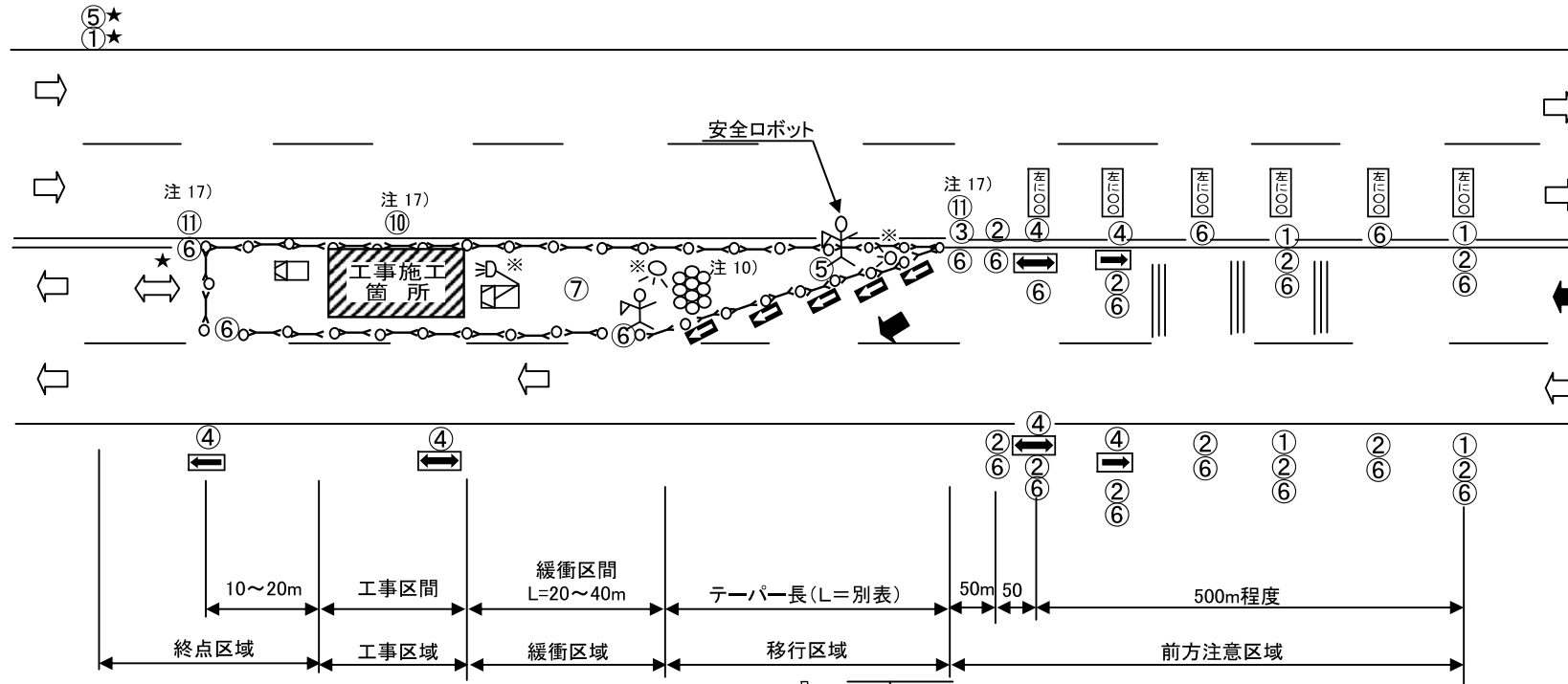
- 注 1) 作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。
- 注 2) 標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輛通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
- 注 3) 標識車は、2 t 車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注 4) 各作業用車輛には、回転灯（黄色）及び作業中表示を設置する。
- 注 5) 各車輛に台数表示を行う。
- 注 6) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

凡 例	
	散 水 車
	清 掃 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作 業 車

4車線以上一固定一車線変更

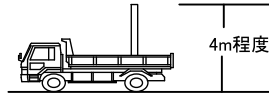
終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または日々交通解放を行わない工事): 防災工事等

別図6

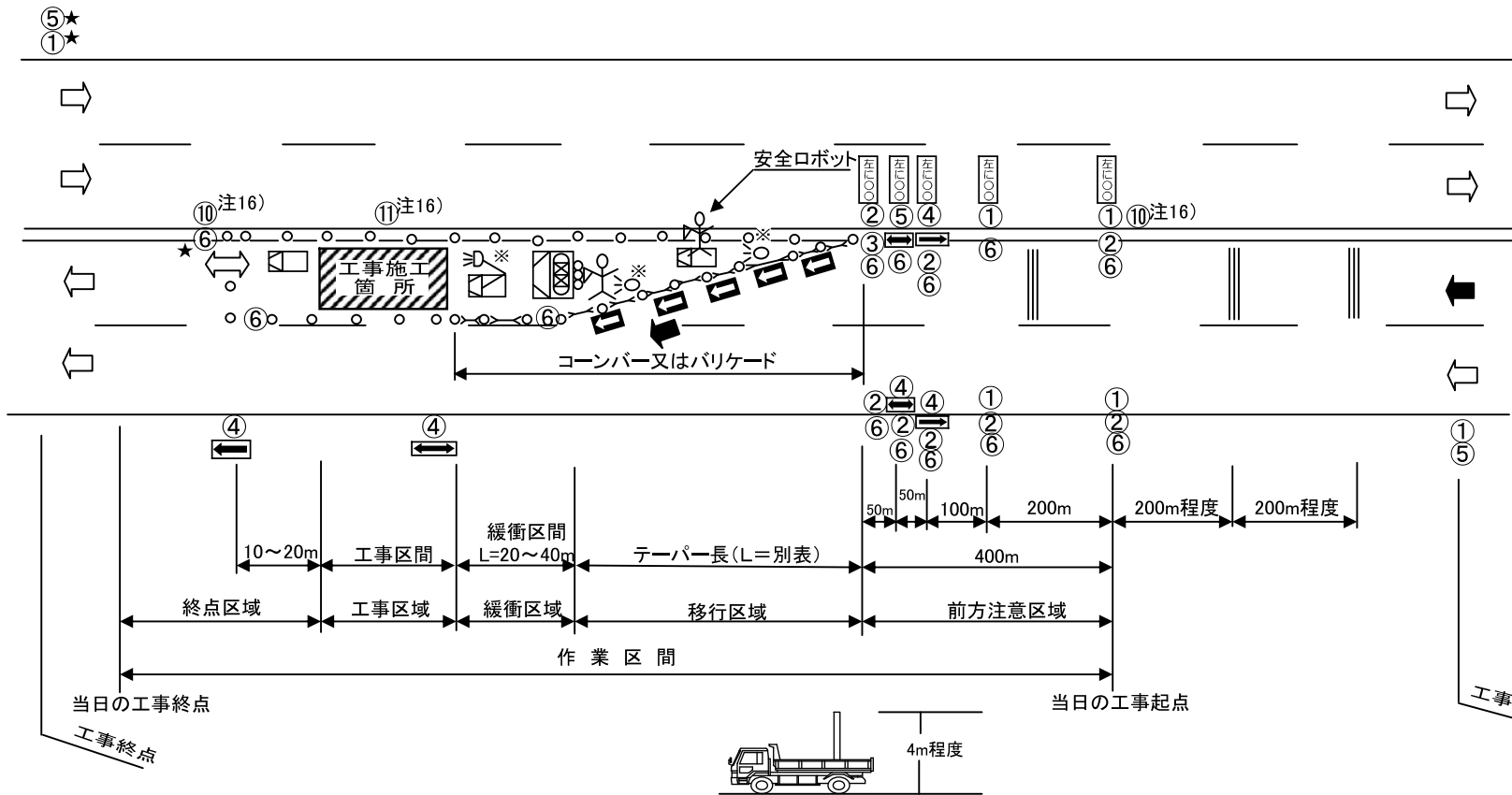


凡 例	
	工事用車両出入口
	照 明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照 明 車
	作 業 車
	セーフティーコーン (反 射 式)
	矢 印 板
	体 感 マ ッ ト
	クッションドラム
	コーンバー又は バリケード
	照 明 灯
	補 助 標 識 (始まり・区内・終り)

- 注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
 注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。
 なお、標識車の場合で移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
 また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
 注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
 (夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
 注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
 注7) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)(安全ロボット)を視認しやすいように照明を設置する。
 注8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
 ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。



- 注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
 注10) クッションドラムは、10個程度を1組として配置する。
 (日々交通開放する場合は、標識車とする。)
 注11) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
 注12) ※印は夜間作業のみ。
 注13) ★印は中央分離帯のない場合のみ。
 注14) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
 注15) 作業中においては、工事用車両出入口部のコーンバー・バリケードを省略しても良い。
 注16) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
 注17) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。



凡 例	
	工事用車両出入口
	照 明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照 明 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作 業 車
	セーフティーコーン (反 射 式)
	矢 印 板
	体 感 マ ッ ト
	コーンバー又は バリケード
	照 明 灯
	補 助 標 識 (始まり・区間内・終り)

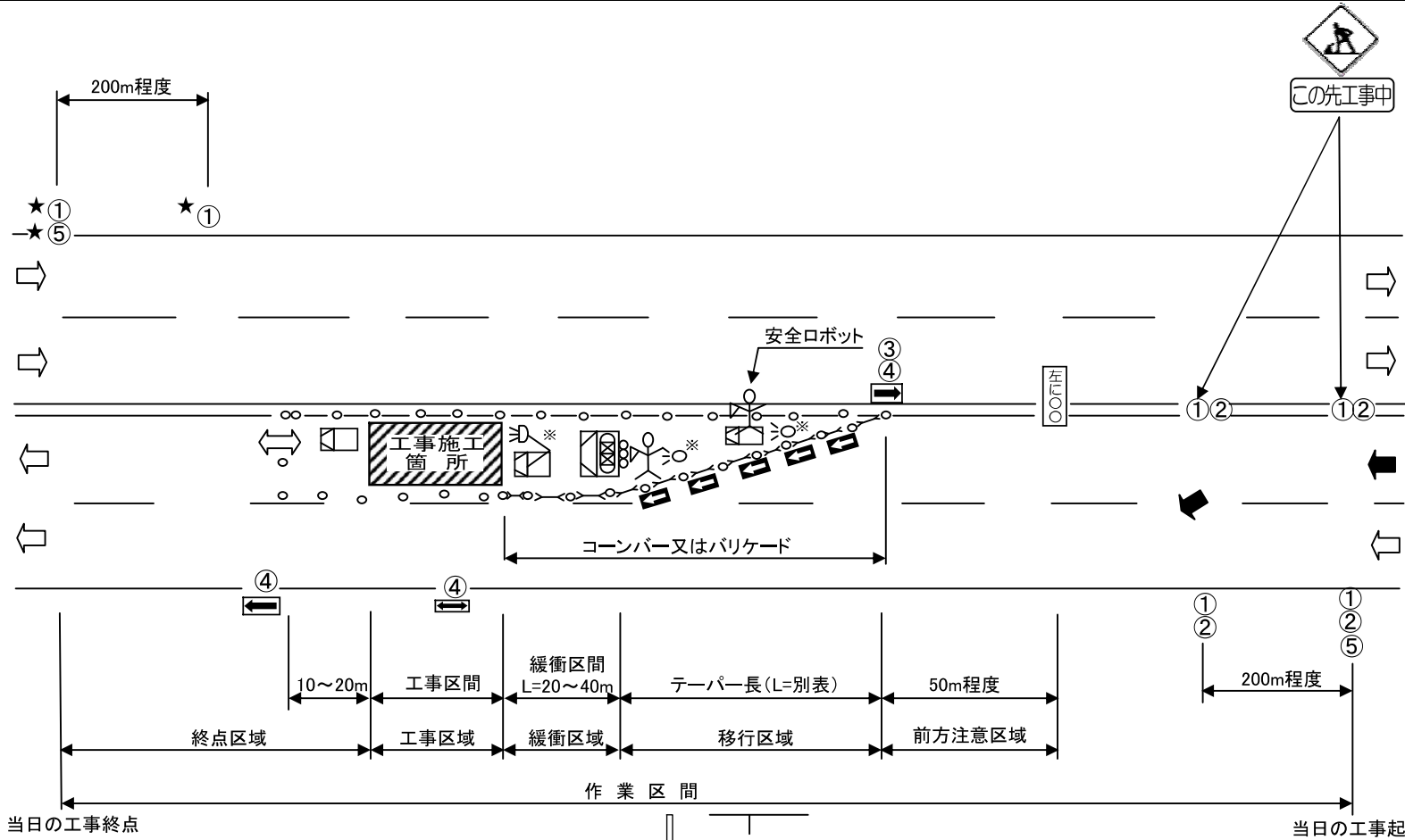
- 注1) 舗装修繕工事のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(①⑤)を設置する。
- 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注6) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)(安全ロボット)を視認しやすいように照明を設置する。

- 注8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
- 注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注10) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注11) ※印は夜間作業のみ。
- 注12) ★印は中央分離帯のない場合のみ。
- 注13) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注14) 中央帯側のセーフティーコーン・保安灯は分離帯のない場合に設置する。
- 注15) 工事施工箇所がトンネル内の場合、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注16) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。

4車線以上一移動一短時間移動車線変更

短時間で規制箇所を移動する工事:維持工事(目地シール・パッチング等)、標識工事、植樹管理(剪定・施肥等)、区画線工事等

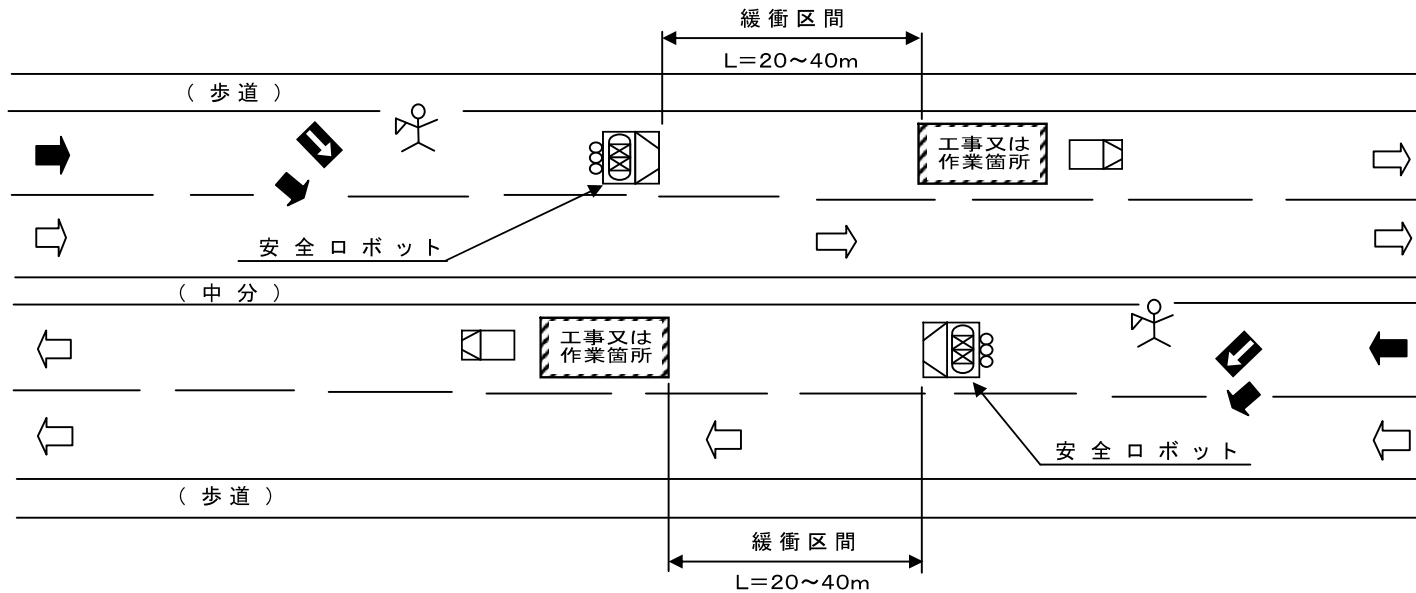
別図8



凡 例	
	工事用車両出入口
	照 明
	交通整理員 (交通誘導員)
	照明車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セーフティーコーン (反射式)
	矢印板
	コーンバー又は バリケード
	照明灯
	補助標識 (始まり・区間内・終り)

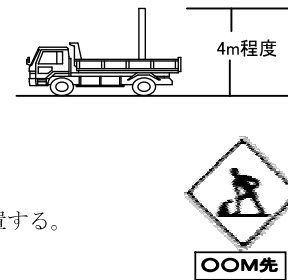
- 注1) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注2) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
- 注3) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注4) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注6) 夜間は交通整理員(交通誘導員)(安全ロボット)を視認しやすいように照明を設置する。

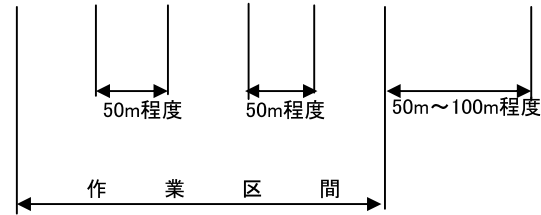
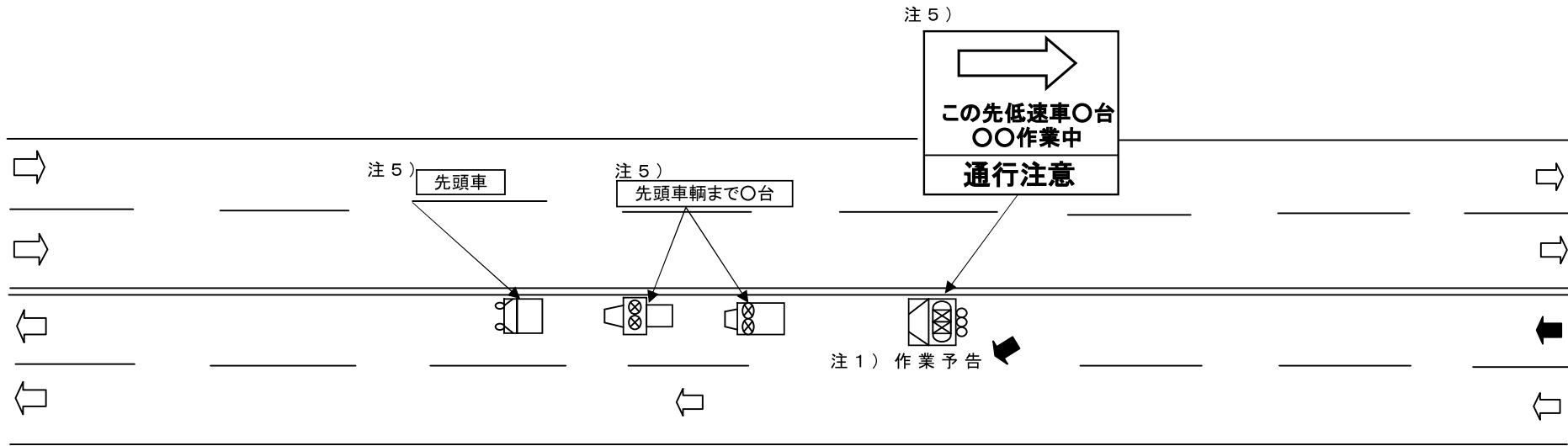
- 注7) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。
- 注8) 回転灯は夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注9) ※印は夜間作業のみ。
- 注10) ★印は中央分離帯のない場合のみ。
- 注11) 夜間は保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注12) 中央帯側のセーフティーコーン・保安灯は分離帯のない場合に設置する。
- 注13) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。



凡例	
	交通整理員 (交通誘導員)
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	矢印板

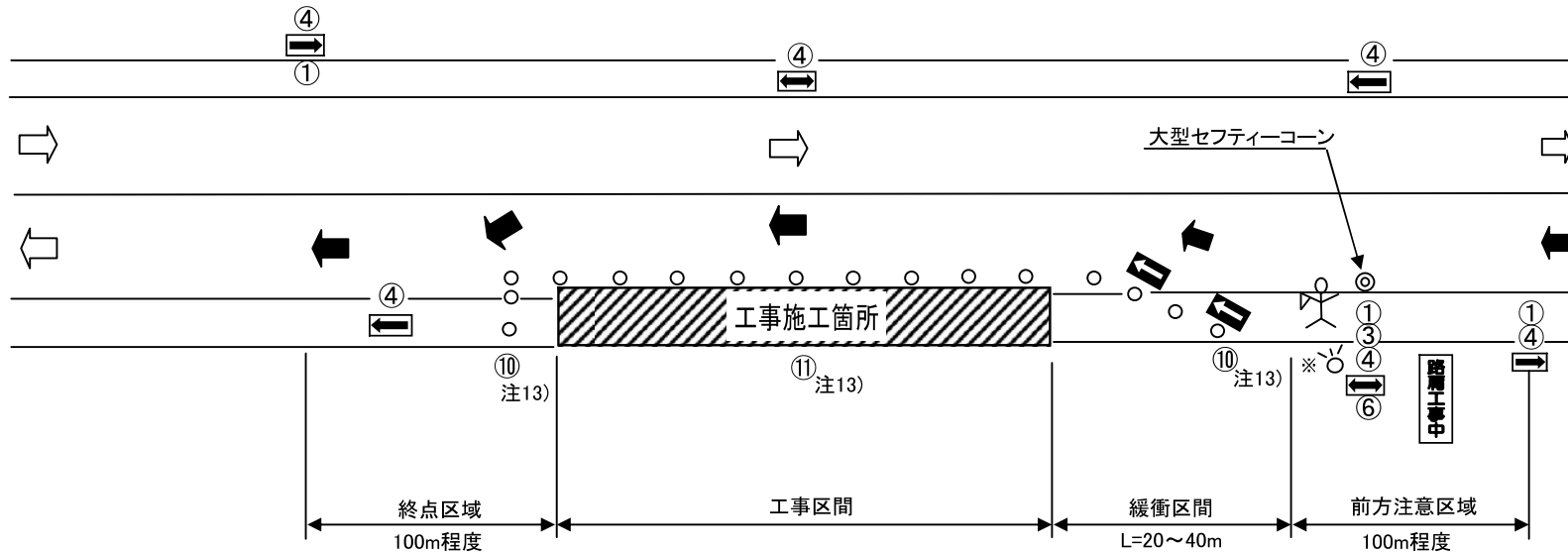
- 注1) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。
なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
- 注2) 標識車は2t車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。望ましい。
- 注3) 交通整理員(交通誘導員)は、通行車両の飛び込み時等において安全が確保できないと思われる場合は配置しない。
交通整理員(交通誘導員)を配置しない場合は、安全ロボット(車載式)を設置する。
- 注4) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
また、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注5) 緩衝区間長は、原則として20~40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。
- 注6) 警戒標識(213)を設置する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最初に設置する。
また、撤去する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。





- 注1) 作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。
- 注2) 標識車の標識の路面からの高さは、特殊車両通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車両制限令の制限3.8m以上とする。
- 注3) 標識車は、2t程度の車両とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。
- 注4) 各作業用車両には、回転灯(黄色)及び作業中表示を設置する。
- 注5) 各車両に台数表示を行う。
- 注6) 工事施工箇所がトンネル内の場合、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

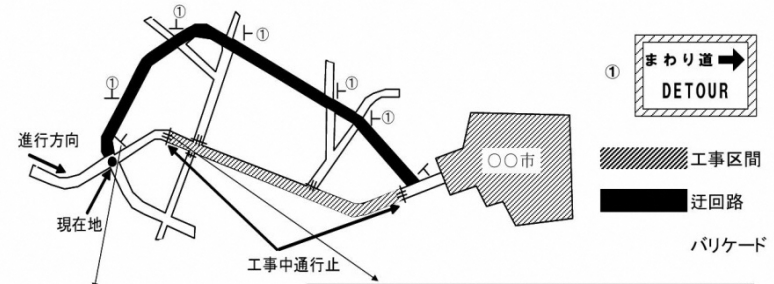
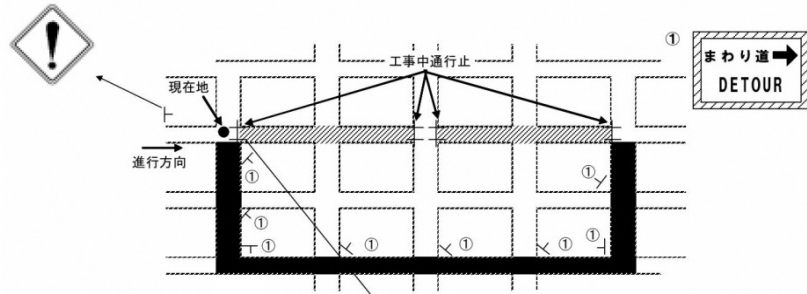
凡例	
	散水車
	清掃車
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作業車



凡 例	
	交通整理員 (交通誘導員)
	セフティーコーン (反射式)
	矢印板
	コーンバー又は バリケード
	照明灯
	補助標識 (始まり・区間内・終り)

- 注1) 路肩幅員が狭小で対面通行が確保できない場合は、片側交互通行規制とする。
- 注2) 路肩幅員が広く本線交通への影響が少ないと考えられる場合には、標識車を用いた規制方法も可。
- 注3) 規制が短時間の場合は、バリケード(コーンバー)に替えて、セフティーコーンのみでも可。
- 注4) 交通整理員(交通誘導員)の手旗は黄色とし、大型(50m角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注5) 交通整理員(交通誘導員)の安全を考慮するとともに、交通整理員(交通誘導員)には他の作業はさせない。
- 注6) 夜間は、交通整理員(交通誘導員)を視認しやすいように照明を設置する。
- 注7) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。
- 注8) 回転灯は夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注9) ※印は夜間作業のみ。
- 注10) 夜間は保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注11) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注12) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注13) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等についてはこの限りではない。

迂回路標示標準図



安全・安心の〇〇！

〇〇を
つけています

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 岡山県〇〇県民局
工務第〇〇課
電話 000-000-0000
施工者 〇〇〇建設(株)



まわり道 450M →

この先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい

岡山県〇〇県民局
(電話) ×××-××××-××××

市街地の場合

←まわり道 450M

150M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい

岡山県〇〇県民局
(電話) ×××-××××-××××

安全・安心の〇〇！

〇〇を
つけています

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 岡山県〇〇県民局
工務第〇〇課
電話 000-000-0000
施工者 〇〇〇建設(株)



地方部の場合

注) 迂回路の設定及び交通誘導警備人の配置については、当該警察署と協議すること。

(別 表)

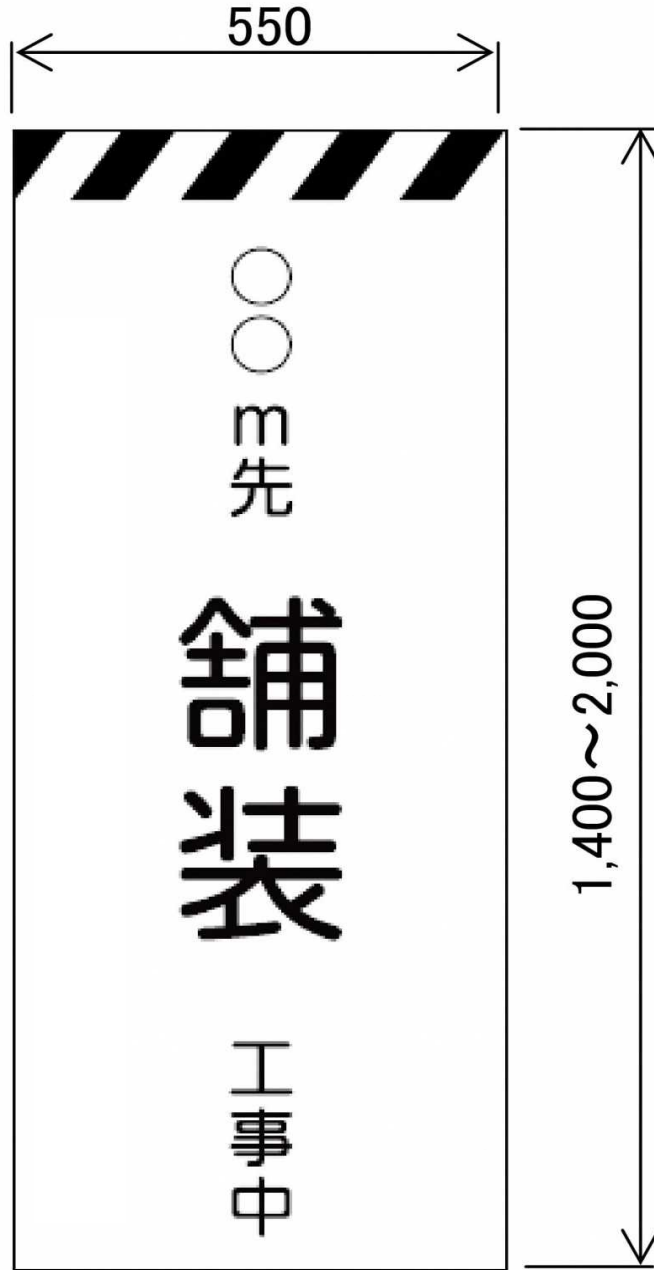
— すりつけ長の標準値と最低基準値(1車線あたり) —

規制速度 (km/h)	概 略 区 分 道 路 区 分		標準値 (m)		最低基準値 (m)	
			地 方 部	都 市 部	地 方 部	都 市 部
80		国	150	120	75	60
60			都道府県道	120	90	60
50	市 町 村 道	道		90	75	45
40			75	60	35	30
30			60	45	30	20
20			45	30	20	15
※片面交互通行の場合			30	20	15	10

- 注1) すりつけ長は、車線規制に伴う通行車両の円滑な車線移行(ステアリング、加減速等)及び前方不注意等による突入車の減速停止区間としての役割を持っており、なるべく長くとることが望ましい。
- 注2) すりつけ長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ率」に準拠し、1車線幅員3mで計算、5mきざみで数値を丸めたもので、1車線あたりのすりつけ長を示す。従って、2車線をすりつける場合はこの2倍の値となる。
- 注3) すりつけ長は、原則的には標準値とするが、地形、交通量、規制区間前後の交差点位置、その他の状況により、これによりがたい場合は、最低基準値まで縮小できるものとする。
なお、積雪寒冷地で路面が凍結する恐れがある場合は、極力、基準値を採用することが望ましい。
- 注4) 表中の規制速度は、当該道路に対して交安委員会が指定する最高速度とするが、これによりがたい場合は、道路交通等の実状を勘案し設定するものとする。
特に、国道で規制速度が50km/h以下の場合は十分な配慮をするものとする。
- 注5) 片側交互通行の場合は、速度に関係なく表中の数値まで縮小することができるものとする。

別添一 1

工事予告板 (補助)



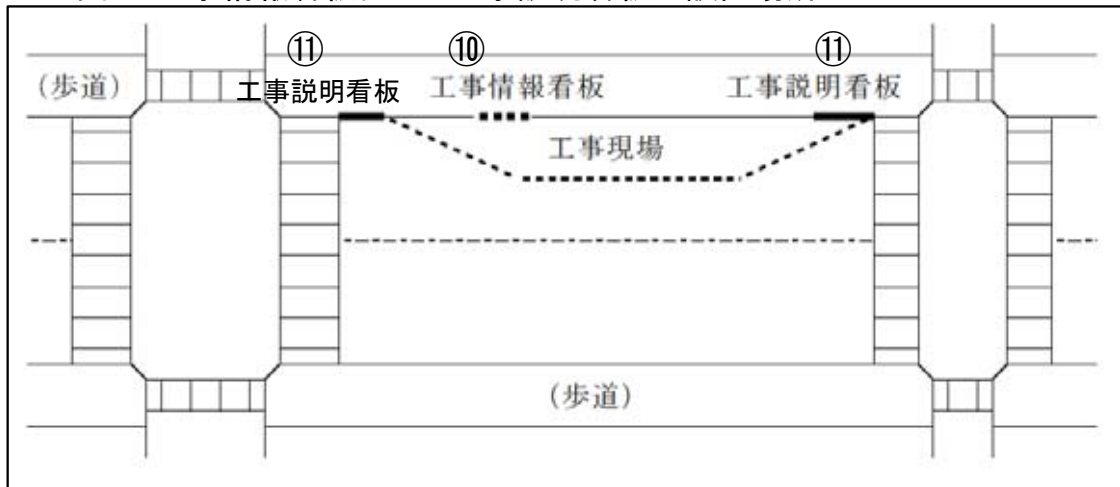
※平成9年12月4日付(建中道管第101号)道路部長通達「道路管理者工事及び占用等工事看板について」による。

- * 色彩: 地をオレンジ色、文字を黒色の2色を標準とする。
- * 文字サイズ: 大きい文字が30cm程度、その他の文字を10~15cm程度とする。
- * 設置場所: 工事箇所の手前500m、1kmの位置とする。

別添－2

【⑩工事情報看板】【⑪工事説明看板】の設置方法について

図1 工事情報看板および工事説明看板的設置場所



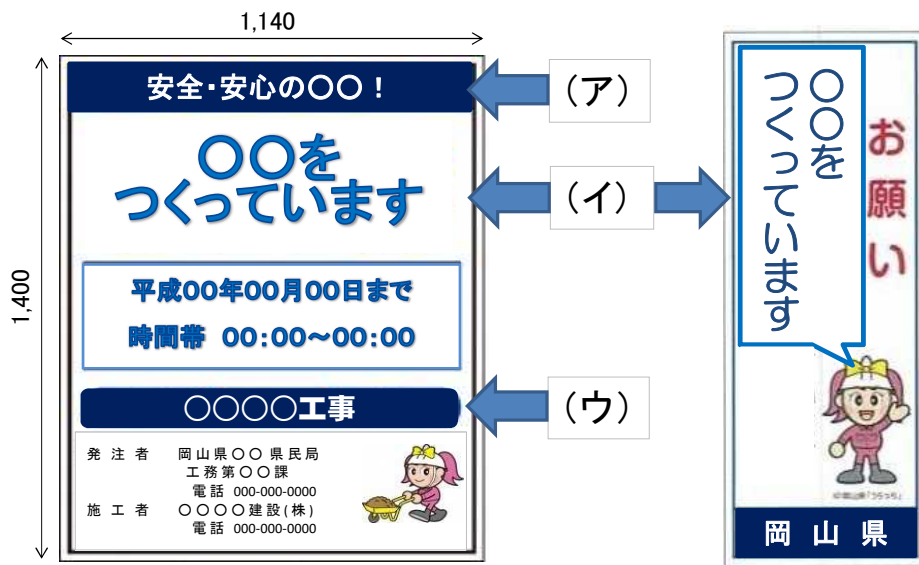
【⑩工事情報看板】

予定している道路工事に関する工事情報を提供するために、道路工事を開始する1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

【⑪工事説明看板】

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

別添-3 工事看板標示例



(1) 看板の記述内容は下表を参考の上、監督員と必要に応じて協議の上、決定すること。
 ※「ももっ」、「うらっち」のイラストの挿入は必須ではありませんが、周辺住民の皆様にと土木工事に親しみを持っていただくため、イラストの積極的な活用にご協力をお願いします。

区分	主な工種	公共工事のメッセージ	工事内容	工事種別名
		(ア)	(イ)	(ウ)
道路工事	バイパス工事	安全・安心の道路整備！	新しい道路をつくっています	道路新設(改築)工事
	現道拡幅工事		道路の幅を広げています	道路改築工事
	現道拡幅工事		すれ違いやすくしています	道路改築工事
	現道拡幅工事		見通しを良くしています	道路改築工事
	トンネル工事		トンネルをつくっています	道路改築工事
	橋梁新設工事		橋をかけています	道路改築工事
	橋梁耐震補強工事		地震時に橋が落ちないようにしています	橋梁耐震工事
	橋梁補修工事		橋をなおしています	橋梁補修工事
	舗装修繕工事		傷んだ舗装をなおしています	舗装修繕工事
	塗装塗替工事		傷んだ塗装を塗り替えています	〇〇塗装工事
	道路防災工事		落石を防ぐ工事をしています	道路防災工事
	歩道拡幅工事		歩道を広げています	歩道拡幅工事
	歩道設置工事		歩道を新しくつくっています	歩道設置工事
	交差点改良工事		交差点をなおしています	交差点改良工事
	交差点改良工事(レーン設置)		右(左)折レーンをつくっています	右(左)折レーン設置工事
	電線共同溝工事		電線などを地中化しています	電線共同溝工事

別添-3 工事看板標示例

河川工事	築堤工事	水害に強い県土づくり	堤防の高さを上げる工事をしています	河川改修工事	
	排水機場機器更新工事		排水機場の機器更新をしています	河川構造物 長寿命化対策工事	
	護岸工事		護岸を直す工事をしています	河川修繕工事	
	水門機器更新工事		水門の機器更新をしています	河川構造物 長寿命化対策工事	
	伐採工事		繁茂した樹木を取り除く工事をしています	河川樹木伐採工事	
	浚渫工事		堆積した土砂を取り除く工事をしています	河川浚渫工事	
	環境整備工事	出会いとふれあいの 水辺づくり	護岸の整備をしています	河川環境整備工事	
	ダム管理用制御処理設備 更新工事	水害に強い県土づくり	ダムの設備更新をしています	管理用制御処理設備 更新工事	
	ダム多重無線設備更新工事		ダムの設備更新をしています	多重無線設備更新工事	
	ダム管理道修繕工事		ダム施設を直す工事をしています	ダム管理道維持修繕工事	
	ダムゲート再塗装工事		ゲートを塗り直す工事をしています	ゲート再塗装工事	
	ダム雨雪量計機器更新工事		ダムの機器更新をしています	雨雪量計機器更新工事	
	砂防・防災工事	砂防工事	安全・安心の 土砂災害対策！	砂防えん堤をつくっています	土石流対策工事
		急傾斜地崩壊対策工事		擁壁をつくっています	がけ崩れ対策工事
地すべり対策工事		地すべりを抑制しています		地すべり対策工事	
海岸(護岸)工事		安全・安心の海岸整備！	海水の浸入を防ぐ工事をしています	海岸(護岸)工事	
災害復旧工事		災害の早期復旧！	〇〇を復旧しています	災害復旧工事	
港湾工事	用地造成工事	土地を有効利用！	用地を造成する工事をしています	用地造成工事	
	道路工事	安全で利用しやすい 港づくり	道路をつくる工事をしています	道路工事	
	照明施設工事		照明施設を設置しています	照明施設設置	
	基礎地盤改良		地盤を改良する工事をしています	基礎地盤改良工事	
	荷役機械整備工事		荷役機械を整備しています	荷役機械整備工事	
	水道施設工事		水道を設置する工事をしています	水道設置工事	
	岸壁工事		岸壁をつくる工事をしています	岸壁工事	
	防波堤工事		防波堤をつくる工事をしています	防波堤工事	
	航路浚渫工事		航路を掘る工事をしています	航路浚渫工事	
	泊地浚渫工事	泊地を掘る工事をしています	泊地浚渫工事		
海岸(護岸)工事	安全・安心の海岸整備！	海水の浸入を防ぐ工事をしています	海岸(護岸)工事		
都市工事	公園工事	安全・安心の公園整備！	樹木を剪定しています	公園整備工事	
			樹木を伐採しています		
			公園施設をつくっています		
			公園施設をなおしています		
			テニスコートをなおしています		
	都市計画道路工事	安全・安心の道路整備！	新しい道路をつくっています	都市計画道路工事	
	都市計画道路現道拡幅工事		道路の幅を広げています	都市計画道路工事	
	都市計画道路舗装工事		新しい道路をつくっています	舗装工事	
	都市計画道路橋梁工事		新しい橋をかけています	橋梁工事	
下水道工事	安全・安心の下水道整備！	下水道管をなおしています	下水道管の補修工事		
		下水道管を設置しています	下水道管の埋設工事		

